

令和3年4月8日

事業者  
安全衛生管理担当者 ) 様  
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和3年4月～6月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。  
令和3年4月下旬～6月までの開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

4月21日（水）～22日（木）

#### 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習（一般）

法改正により**アーク溶接のヒュームが特定化学物質に該当することになりました**。これにより、**工場内、現場にてアーク溶接を行う場合には、一定の管理が求められるとともに、令和4年4月から、作業主任者の選任が必要**になりました。講習会の定員には限りがあります。早期に受講されることをお勧めします。

**（4月実施分は、4月1日に×切となりました）**

建設現場で請負業者がアーク溶接作業を行う場合において、元請け現場代理人等を作業主任者に選任していたとしても、その請負業者の労働者から作業主任者を選任しなければ法律の要件を備えることにはなりません。（作業方法の決定・指揮、保護具の使用状況の監視等出来ますか？）

実際に溶接業務を行う請負業者において、資格者を養成し、作業主任者を選任しその職務を行わなければなりません。

「元請に任せておけば大丈夫」ではありません。正しく対応しない場合には、労働基準監督署から厳しい指導（是正勧告）を受けることになります。その認識を持ち、早期対応をしましょう。

建災防、溶接協会の会員あつては、独自の開催予定があります。  
それぞれの所属団体に予定等をご確認ください

なお、5/25-26に建災防山梨県支部扱いにて特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を行います。（建設業対象、窓口：建災防）

4月27日（火）

#### 衛生推進者養成講習

労働者10名～49名までのサービス業等の事業場で選任が必要となります（該当業種の詳細は労働基準監督署にご照会ください）。

5月10日（月）～11日（火）

**有機溶剤作業主任者技能講習**

5月13日（木）

**労務管理講習会（基礎編）**

労務管理の基本（労基法等）、安衛法、労災保険法、同一労働同一賃金、  
パワハラ防止等基本的な項目を幅広く学びます。

新規労務担当者及び基本的事項を再度確認したい方向けの講習会です。

5月17日（月）～19日（水）

**酸欠・硫化水素作業主任者技能講習**

6月1日（火）～2日（水）

**職長等教育**

職長としての役割は？ その職務は？ その基本的事項を理解すると  
ともにグループ討議(CS)を通じて、職長として現場を管理していく手  
法を身につけます。

6月7日（月）

**研削といし交換等特別教育(自由研削)**

6月8日（火）～9日（水）

**安全衛生推進者養成講習**

事業場規模10人以上50人未満の製造業等の事業所では「安全衛生推  
進者」を選任し、安全衛生活動を行っていただくことが必要です。そ  
の資格が得られます。

6月10日（水）

**実務者向けリスクアセスメント研修（中央労働災害防止協会）**

6月15日（月）～16日（火）

**特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習（一般）**

上記の理由から、申込みが殺到しています。新規に選任が必要になる等受講が  
必要な企業様にあっては、早期に申込みをいただくようお願いします。

6月24日（木）

**酸素欠乏危険作業特別教育**

※1 令和3年6月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は5月の連休明けの予定です。

衛生管理者等の免許に係る出張試験は、  
8月29日(日)を予定しています。

